ほうじん北沢 ー北沢法人会 広報誌ー　第351号　令和2年5月1日発行

ほうじん北沢

Houjin Kitazawa

2020年
4・5月号
No.351

税金クイズ

女性部会主催 第43回 世田谷梅まつり

砧ファミリーパーク（都立砧公園）：せたがや百景No.66に選出。日比谷公園の約2倍の園内には一面緑の芝生が敷きつめられ、春には都内有数の桜の名所となる。のんびり一日楽しむには絶好の場所で、遠近各地から訪れる人々が多い。園内にオープンした区立世田谷美術館も人気を呼んでいる。

公益社団法人 北沢法人会
www.kitazawahoujinkai.or.jp

北沢法人会の新型コロナ関連情報について

北沢法人会では、当会員向けに、融資の相談窓口、官公庁からの最新情報をHPのほかメールやFAXにて随時提供しております。刻一刻と変わる状況に対応するためにも、事務局にメールアドレスを登録していただければ、どこに最新情報が掲載されるかなど把握することができます。是非、登録をして活用していただければと思います。
登録方法は、下記アドレスに法人名を記入して送付していただくだけです。

また、P11、川辺先生の「経理の知識」（法人関連・新型コロナウイルス関連の申告期限の延長）もご参考にしてください。

公益社団法人　北沢法人会　事務局
Mail: info@kitazawahoujinkai.or.jp　HP検索 北沢法人会

※また、広報誌やホームページに対するご意見もこちらに送付してだければと思います。

ご自身の命を守る行動が、社会や家族を守ることにつながります。しかし、社会のために、テレワークの推進や休業を検討するにも、ご自身や社員・その家族の生活がかかっており、かなり苦しい選択を迫られることになります。是非、**緊急融資や助成金の最新情報を活用してください。**少しでも会員の皆様と社会のお役に立てればと思います。

北沢法人会　広報委員会

ほうじん北沢
Houjin Kitazawa

2020年
4・5月号
No.351

公益社団法人
北沢法人会 広報誌
第351号
令和2年5月1日発行

CONTENTS

北沢法人会の新型コロナ関連情報について / コンテンツ……1
第43回世田谷梅まつり 税金クイズ　女性部会……2~4
北沢税務署からのお知らせ……5
世田谷都税事務所からのお知らせ……6
支部・部会・委員会活動……7・8
　女性部会　新年会
　給田・北烏山支部　公開税務研修会
　代沢・代田支部　公開税務研修会
会員紹介……8
　株式会社ライフプロデュース
募集中 きたざわ川柳塾/ 連載 教えて!税金八先生……9
連載 No2 ペンギン先生の居眠り法律相談所 弁護士 山崎由紀子……10
連載 経理の知識　税理士 川辺洋二……11
連載 大切ですよ!就業規則 第55回……12
税金八先生回答 / 編集後記……13

部会活動
トピック

女性部会主催

第43回 世田谷 梅まつり&税金クイズ

1978年に第1回が開かれた世田谷梅まつりは、
当時、北沢法人会の会長を務められていた小野欽司氏を中心として、
警察や消防など各協力団体の共催による盛大な祭典を企画しよう、
という構想のもと開催されたのが始まりです。
今では近郊の風物詩となり、皆に愛される梅まつりで
今年も、女性部会主催の税金クイズが実施されました。

皆のクイズ勧誘で、たちまち行列が出来る法人会ブース。
お客様も真剣にクイズに挑み、回答チェックに景品交換と
受付もてんてこ舞いの忙しさ。

第43回せたがや梅まつり&税金クイズレポート

令和2年2月15日（土）朝から暖かくお天気にも恵まれ、羽根木公園の会場官公署コーナーにて毎年恒例の税金クイズを実施しました。設営や景品準備は青年部の方々にもお手伝い頂き順調にことが運びました。とても助かりました!
開会式で佐野署長より挨拶を頂き広瀬女性部会長より本日の流れを説明し、集合写真を撮り10時に税金クイズはスタートしました。（未だ今ほど新型コロナ感染が騒がれる前でしたがマスク着用で実施）クイズは5問、3択形式です。来場者は昨年より少ないように感じましたが、クイズ開始直後には回答用紙を持った景品待ちの行列ができていました。佐野署長をはじめ署の方々、飯野会長、副会長をはじめ常任理事の方々にもお手伝い頂き、800枚用意した税金クイズ用紙は午後の部に残すことを心配する程の大盛況ぶりでした。佐野署長は全問正解者を称えて鐘を鳴らしイベントを盛り上げてくれました。14時過ぎに皆様のお陰で無事にイベントは終了しました。
ここで今回の景品協賛社のご紹介をさせて頂きます。小野商事（株）様より軍手、（株）ウテナ様よりフェイスマスクシートパック、昭和信用金庫様より水筒、目黒信用金庫梅丘支店様よりポケットティッシュ、東京シティ信用金庫豪徳寺支店様よりポケットティッシュの協賛を頂きました。毎年、景品を提供して下さる会員企業に感謝申し上げます。そして今年も女性部会からはお花（パンジー）、ケンタ鉛筆、ケンタボールペンを景品として用意しました。今年も梅まつりで税について皆様に広く知って頂ける機会を設けることができ有意義な1日を過ごさせていただきました。お手伝いに参加して下さった皆様、有難うございます。皆様、大変お疲れ様でした!
※北沢法人会が羽根木公園に植樹した紅梅は、すくすく成長し可愛い花をたくさん咲かせ、来場者が囲んで写真を撮っていました。この梅を観るのも楽しみのひとつです!
（女性部会 副部会長 丸山恵美子）

正解者に
鐘を鳴らす署長

子どもからお年寄りまで、
様々な方に参加いただきました。

青年部さん
来年もよろしく!

お手伝い頂いた税務署の方々

美しく咲き誇る
法人会植樹の
紅梅

新型コロナウイルス感染症の影響により

納税が困難な方には猶予制度があります

税務署に申請することにより、納税が猶予されます

新型コロナウイルス感染症の影響により、国税を一時に納付することができない場合、税務署に申請することにより、次の要件のすべてに該当するときは、原則として1年以内の期間に限り、換価の猶予が認められますので、所轄の税務署（徴収担当）にご相談ください（申請による換価の猶予:国税徴収法第151 条の2）

お気軽にお電話でご相談ください!
（納期限前から相談できます）

要　件

① 国税を一時に納付することにより、事業の継続又は生活の維持を困難にするおそれがあると認められること。
② 納税について誠実な意思を有すると認められること。
③ 換価の猶予を受けようとする国税以外の国税の滞納がないこと。
④ 納付すべき国税の納期限（注1）から6か月以内に申請書が提出されていること。
⑤ 原則として、担保の提供があること。（担保が不要な場合があります）

（注1）令和元年分の申告所得税、贈与税及び個人事業者の消費税の確定申告は、延長された期限（令和2年4月16 日）が納期限となります。
（注2）既に滞納がある場合や滞納となってから6月を超える場合であっても、税務署長の職権による換価の猶予（同法第151 条）が受けられる場合もあります。

税務署において所定の審査を早期に行います。

猶予が認められると…

▶ 原則、1年間猶予が認められます。（状況に応じて更に1年間猶予される場合があります。）
▶ 猶予期間中の延滞税の一部が免除されます。
▶ 財産の差押えや換価（売却）が猶予されます。

更に個別の事情に該当する場合は、他の猶予制度を活用することもできます

個別の事情に該当する場合は、その旨をお申し出ください

新型コロナウイルス感染症に納税者（ご家族を含む。）がり患された場合のほか、新型コロナウイルス感染症に関連するなどして以下のようなケースに該当する場合は、納税の猶予が認められることがありますので、所轄の税務署（徴収担当）にご連絡ください（納税の猶予:国税通則法第46 条）

ケースによりご用意いただく資料が異なります。まずはお電話でご相談を!

個別の事情

（ケース1）災害により財産に相当な損失が生じた場合
新型コロナウイルス感染症の患者が発生した施設で消毒作業が行われたことにより、備品や棚卸資産を廃棄した場合

（ケース2）ご本人又はご家族が病気にかかった場合
納税者ご本人又は生計を同じにするご家族が病気にかかった場合、国税を一時に納付できない額のうち、医療費や治療等に付随する費用

（ケース3）事業を廃止し、又は休止した場合
納税者の方が営む事業について、やむを得ず休廃業をした場合、国税を一時に納付できない額のうち、休廃業に関して生じた損失や費用に相当する金額

（ケース4）事業に著しい損失を受けた場合
納税者の方が営む事業について、利益の減少等により、著しい損失を受けた場合、国税を一時に納付できない額のうち、受けた損失額に相当する金額注）申請に必要な書類等については、最寄りの税務署（徴収担当）にご相談ください。

税務署において所定の審査を早期に行います。

猶予が認められると…

▶ 原則、1年間猶予が認められます。（状況に応じて更に1年間猶予される場合があります。）
▶ 猶予期間中の延滞税の全部又は一部が免除されます。
▶ 財産の差押えや換価（売却）が猶予されます。

車検時の自動車税（種別割）納税証明書の提示が省略できます！

現在、継続検査・構造等変更検査（車検）を受ける運輸支局・自動車検査登録事務所において、自動車税種別割の納税確認を電子的に行うことが可能になっています。**そのため、車検時に必要となる納税証明書の提示を省略できます。また、納税証明書紛失時の再交付申請も不要になっています。**

ただし、納付後、運輸支局・自動車検査登録事務所にて納税確認ができるまで、最大で10日程度かかります。**この期間内に車検を受ける場合には、金融機関・コンビニ等の窓口で納付の上、納付書右端の自動車税（種別割）納税証明書（継続検査等用）をご提示ください。**

これに伴い、Pay-easy（ペイジー）やクレジットカードによる納付の際に郵送していた**はがきサイズの納税証明書は、平成28年3月末をもって終了しています。**

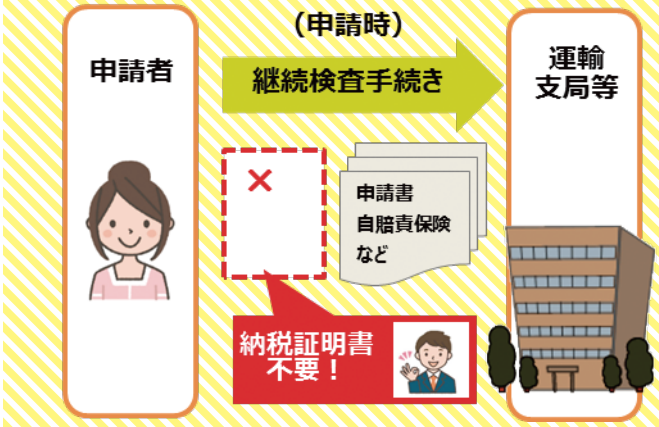

【ご注意ください】

◆納付後10日程度の間に車検を受ける場合は、金融機関等の窓口で納付して納付書右端の自動車税（種別割）納税証明書をご提示ください。

◆Pay-easy（ペイジー）やクレジットカードによる納付の際に郵送するはがきサイズの納税証明書は、平成28年3月末をもって終了しています。

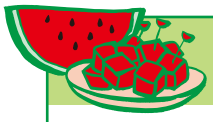

夏の健康診断のご案内

■お申し込みは次号6-7月号に同封の申込用紙をご利用ください。

会　場　烏山区民会館 3階集会室
世田谷区 南烏山6-2-19　Tel.03-3326-3511 ●最寄駅：京王線 千歳烏山駅（北口下車 徒歩２分）

実施予定日　令和 2年 8月末日（2日間）

①一般検診
一般 料金 22,100円 ▶ **会員 料金 15,000円**
労安法に定められた項目はもとより、脂質代謝、肝機能、糖尿、貧血、腎機能、膵機能、免疫検査までカバーした血液検査（25項目）を含む大変充実のコースです。

②生活習慣病健診
一般 料金 28,100円 ▶ **会員 料金 19,000円**
一般健診に胃部X線検査（バリウム）、大腸がん検査（便潜血2日法）などを追加したコースです。

③総合健診
一般 料金 41,600円 ▶ **会員 料金 31,000円**
生活習慣病健診に腹部超音波検査、腫瘍マーカー、B型肝炎検査を加えた人間ドッグコースです。

④血液検査
一般 料金 6,000円 ▶ **会員 料金 5,500円**
血液検査のみ実施します。（25項目）血糖値、肝機能値、尿酸値等の推移を確認し、自身の健康管理にご利用ください。

⑤オプション検査
各コース受診の皆様を対象に、ご希望にて実施いたします。
PSA検査（前立腺がん・男性のみ）1,800円、C型肝炎検査1,600円、CA125検査（子宮がん・女性のみ）2,800円、CA15-3（卵巣がん?女性のみ）2,800円、ABC検査6,000円

※表示価格は税込価格です
※上記にない検査でも実施希望の検査がございましたら、お気軽にご相談いただければと思います。

お問い合わせ先
担当：村上

医療法人社団
シーエスケー・クリニック
TEL:03-3413-0571
FAX:03-3487-2429

女性部会

女性部会　新年会

ゲスト:北沢税務署第35代署長
柏倉幸夫　様

2月3日（月）／参加者32名／場所:レストラン「クルーズクルーズ・新宿」

新宿のレストラン「クルーズクルーズ」にて女性部会の新年会を行いました。

今回は久しぶりに北沢税務署第35代署長柏倉様がご参加くださり、「楽しい税のお話」相続税のお話をしてくださいました。相談役の中村さんに乾杯を。来賓の方は松林顧問、小野相談役、髙橋相談役に一言いただき和やかにお食事を楽しみました。部会の会合に初めての方もいらしてとても喜んでいただき良かったです。司会は副部会長の丸山さん、平塚さん、佐軒さん。ご歓談いただきながら、お楽しみプレゼントで盛り上がり、40周年記念式典について山﨑相談役にお話をお願いしました。この度の新年会には、初代女性部会長の旦尾（あさお）さん、2代山﨑さん、3代中村さん、4代熊﨑さん、5代広瀬と揃っての会となり感無量です。最後に熊﨑相談役に締めていただきとても楽しい、美味しい!新年会となりました。新年会の役員、羽生さん、荻島さん、佐軒さんお世話役の事務局武正さん有難うございました。　（女性部会長 広瀬節代）

代沢・
代田支部

公開税務研修会

講師:北沢税務署 法人課税 第一部門上席国税調査官
池田研司　様

2月14日（金）／参加者19名／場所:法人会3F大会議室

当日は、北沢税務署より上席国税調査官である池田研司様が講師を務められ、「相続税全般について」や「相続税法の改正」について詳しくご講義をいただきました。ざっくばらんなお話を交えながらの講義で、あっという間に時間が過ぎてしまいました。

相続は生じてから考えるのではなく、経営の中に盛り込みながら計画を立て実行していくことが肝要なのだな、と感じました。

その後、梅江飯店に場所を移し懇親会を行い、支部会員同士の懇親を深めていたところ、何と先程まで講師を務めていらっしゃった池田様がお隣で食事をされていたというハプニング（?）があり、勉強熱心な方はさながら個別指導のように池田様に突っ込んだ話をされておりました。

税務と聞くと、“堅苦しい”とか“良く分からない”と敬遠していましたが、今回のように身近な事柄と捉えることができると、もう少し理解を深めれば色々と対処ができるのだな、と思うようになりました。非常に有意義な研修会に参加させて頂き、ありがとうございました。　（代沢・代田支部 幹事 小熊大作）

特殊な環境下、過酷な環境下でも優れた摺動特性と
安定性を発揮する、固体潤滑剤・機能性被膜剤。
東洋ドライルーブ株式会社
TOYO DRILUBE CO.,LTD.
http://www.drilube.co.jp
代表取締役 飯野　光彦
〒155-0032 世田谷区代沢1-26-4
TEL.03-3412-5711　FAX.03-3412-5738

出版事業を通じて社会に貢献する
株式会社大成出版社
http://www.taisei-shuppan.co.jp/
取締役会長 松林久行
〒156-0042 世田谷区羽根木1-7-11
TEL.03-3321-4132　FAX.03-3327-3777

給田・北烏山支部

公開税務研修会

講師:北沢税務署 法人課税 第一部門上席国税調査官
池田研司　様

2月18日(火)／参加者20名／場所:昭和信用金庫 烏山支店 3Fしあわせプラザ

テーマは“税金よもやま話”でした。令和元年度税制改正に伴い、資料に添っての特に相続税についての研修でした。改めて大変、勉強になりました。税制改正後はより多くの方々も納税対象者になる可能性が多くなると思います。故に、感想としては会員以外の方々にも、法人会の研修をもう少し知らせる方法を皆さんで、考えていけたらと思います。非会員の方々も、大いに関心のある研修内容と思うからです。
(給田・北烏山支部 副支部長 上村ともえ)

終了後、久しぶりに
会員出席者で親睦を深めました。

Member introduction

会員紹介

北沢法人の会員を紹介します。

梅丘支部

株式会社ライフプロデュース

◇出版社、編集プロダクションを経て15年前に起業。株式会社ライフプロデュースは事業発展のため、新たに3年前に設立いたしました。(社名は皆様の生活をより良いもの、皆様をより幸せにプロデュースさせていただくという意味を込めて命名)
＜「もったいない」をビジネスに＞が会社の理念です。WIN-WIN-WINの関係を常に意識し、対応させていただいております。チラシ、名刺、会社案内、ホームページ等の企画制作をお客様の立場に立ってご提案いたします。事業のブランディング・集客ほか、お困りのことがあれば、お気軽にお問い合わせください。また今年、力を入れているのは、『電子書籍からリアル出版』のコンサル＆プロデュースです。家事代行部門マードレでは、家事を通して皆様のご家庭を温もりのある潤いの空間に変えていくお手伝いをさせていただきます。
皆様のご指導を仰ぎ、夫婦で地域の方々の生活がより豊かに、北沢法人会を盛り上げていければと思っております。よろしくお願いいたします。中島浩二・三恵

▲家内・中島三恵が代表を務める家事代行マードレのパンフレットより
「大好きな家事を通してお客様のお役に立つことが、私たちの喜びです」
基本料金:1時間2,500円～
(マードレはイタリア語で「お母さん」の意味です)

株式会社ライフプロデュース　〒156-0052世田谷区経堂1-22-18
TEL:090-9349-7298(中島)　FAX:03-6796-3271　Mail:nakajima@me-pr.co.jp

ACE エースの作業用手袋
機械☆建設☆配線☆防災☆アウトドア
小野商事株式会社
代表取締役　小野　俊英
〒156-0043 世田谷区松原1-38-6
TEL.03-3322-5111(代)　FAX.03-3324-0005

ねじでお困りの方はご相談下さい。
ネジの総合商社
株式会社セガワ
k-segawa.jp
代表取締役社長　渡瀬　丈史
〒155-0032 世田谷区代沢3-18-13
TEL.03-3413-0560　FAX.03-3413-2429

きたざわ川柳塾

第三回　川柳コンテスト

川柳を公募中!!入賞者にギフト券などをプレゼント!!

今年度の川柳コンテストのテーマは「オリンピック・パラリンピック」でしたが、ご承知の通り延期となりました。これを受け編集委員会ではテーマの再検討をいたしましたが、私たちはこの期間は"今一度オリンピック本来の意義や位置づけを考える機会であると"捉えました。福島に聖火が置かれた意味、現在の新型コロナ禍を乗り越え、さらにその後を考えると、五輪の成功に寄与する事は重要であると結論し川柳のテーマはこのままといたしました、ぜひ皆様の楽しい作品を奮ってご応募ください。

■募集内容

「オリンピック・パラリンピック」をテーマとした自作未発表の「川柳」(五・七・五の17音の短詩。風刺・こっけいが特色)

■締め切り　現在検討中

■賞　・最優秀賞　1名(3,000円分ギフト券)
・優秀賞　2名(1,000円分ギフト券)
・佳作　10名(記念品)

■応募方法

氏名・年齢・ペンネーム(必須)・住所・電話番号をご記入の上、郵便、FAX、メールで北沢法人会事務局宛にお送りください

■審査員　北沢法人会広報委員会

■結果発表　現在検討中※

※2021年新年号以降～五輪開催までに掲載予定

◎入選作品の著作権は主催者に帰属いたします。

■応募先・お問い合わせ

〒154-0022　東京都世田谷区梅丘1-43-1
TEL:03-5450-7121　FAX:03-5450-7122
Eメール:info@kitazawahoujinkai.or.jp
公益社団法人 北沢法人会
「きたざわ川柳塾・川柳コンテスト」係

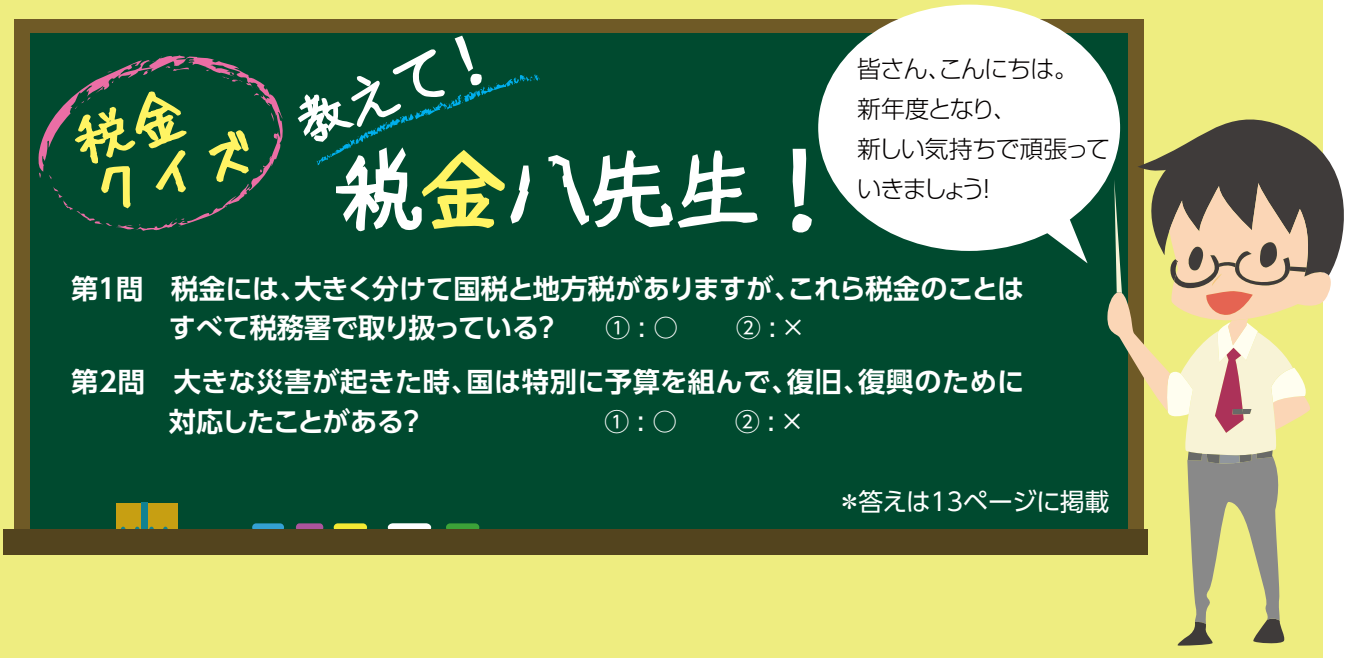

愉快な生活の創造と果敢な挑戦

リネンサプライ　クリーニング
株式会社玉川繊維工業所

本社:〒156-8510 東京都世田谷区松原3-40-7
パインフィールドビル6階
TEL:03-3327-1111　FAX:03-3327-0016

明日への新情報通信システムを構築する。
情報通信・光ファイバー・CATV・設計施工・保守
三東電気工事株式会社

代表取締役　寺腰　忠嘉
〒156-0044 世田谷区赤堤3-24-12
TEL.03-3325-5630(代)　FAX.03-3325-5686

ペンギン先生は、下北沢で開業している弁護士ですが、いつも寝てばかりいます…。
そんな居眠りペンギン先生に、今日はこんな相談がきました.

No.2 ペンギン先生の居眠り法律相談所

弁護士
山崎由紀子

「私の敷金どうなるの？」の巻

前号掲載時に、編集部の手違いにより大幅な間違いが有ったため、訂正して再掲載いたします。　ほうじん北沢編集部

日向子:（ドン、ドン、ドン※扉を叩く音）すいません、どなたかいませんか?

ペンギン先生:むにゃむにゃ…。あれ?寿司屋のアルバイトの日向子ちゃんじゃないですか。どうしました?

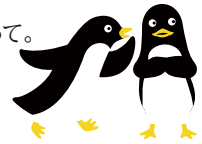

日:ペンギン先生、実は…。お金のことで相談があって。

ペ:え?!お金?私、お金持ってないですよ。

日:いや。そうじゃなくて、敷金のことなんです。

私、宮崎から上京してきて、下北沢大学に通っているんです。今年の3月で大学を卒業して、4月からは会社の寮に入るので、今住んでいるアパートを出る予定なんですけど、この前大家さんがきて、入居時に支払った敷金15万円は返せないし、原状回復費用として20万円を請求すると言われてしまって…。実家はマンゴー農園を営んでいるんですけど、暖冬の影響で今年は不作らしくて。両親が大変な時にこんな大金を支払ってとはとても言えなくて…（涙）。

ペ:なるほど、マンゴーの不作は大変ですね…。ところで、大家さんは何故そんなに原状回復費用がかかると言っているんですか?

日:和室の畳に擦り切れている箇所があるから全部取り換えると言っていました。でも、私が入居した時点で畳は日焼けしていて新品ではなかったし、4年間も済んでいれば多少の傷みは出てくると思うんです…。

ペ:国土交通省が出している「原状回復をめぐるトラブルとガイドライン」というのをご存知ですか?このガイドラインでは、賃借人が通常の住み方、使い方をしていて発生すると考えられるものについては、「通常損耗」や「経年劣化」にあたるため賃借人は修繕義務を負わないとされています。生活する中で畳が擦り切れることは普通にあるでしょうから、修繕しなくて良い可能性が高いですね。

日:へぇ、そうなんですね!実は、彼氏が私の部屋でタバコを吸ったときに、吸い殻を落として焦げ痕がついちゃったところがあるんですけど…。

ペ:その場合でも、焦げ痕がついた部分の取り換え費用を負担すれば良いですよ。

日:なるほど。私がいない間に部屋でタバコを吸っていたので、壁紙が全体的にちょっと変色しちゃってるんです。それはどうでしょうか?

ペ:変色するほどのヘビースモーカーなんですね。タバコのヤニ汚れが全体に広がっているような場合には、壁紙全体の張り替え費用を負担する必要がありますね。

日:そうなんですか…。実は彼氏とはもう別れちゃったので、私が払うしかないですよね…。彼氏はバンドマンで、下北沢界隈でライブ活動をしていたんですけど、なかなか芽が出なくて、全然お金持ってなかったんです。バンドマンなんかと付き合うんじゃなかった。バンドマンなんて最悪ですよね、先生!

ペ:私も、昔はバンド活動をしていましたよ。下北沢のジミー・ペイジと言われて、ライブハウスでぶいぶい言わせていたもんです。ライブ後に居酒屋で飲み明かして、気がついたら王将の前の路上で寝てたりして、懐かしいなあ…。

日:え…なんかすいません…。

ペ:と、とにかく!入居する時に傷の有無等を大家さんと確認しておくと、退去の時のトラブルを未然に防ぐことができますよ。スマホで写真を撮っておくのも良いですね。

日:なるほど!会社の寮に入るときにはそうします。

ペ:ところで、今お住まいのアパートは、下北沢の再開発エリアの近くですよね?あの辺一帯は立ち退きで建物が取り壊されると聞いていましたが…。

日:そうなんです、近所の人から、大家さんが『立ち退き料をがっぽりもらえるぞ!』と自慢していたよ、と聞きました。

ペ:それなら、原状回復の必要がないかもしれませんよ。

日:え!そうなんですか?

ペ:退去後に建物自体を取り壊してしまって使用しないなら、そもそも原状回復する必要がないではないですか。

日:なるほど!目から鱗が落ちるとはこのことですね!大家さんの言う通りに支払わなければならないと思っていたので、危なかったです。でも、この後どうしたら良いのでしょう?

ペ:まずは大家さんにアパート取り壊しの予定が本当にあるのかを確認した上で、もし取り壊し予定であるなら、部屋を明け渡し後に敷金を全額返還してもらいたいと伝えましょう。大家さんが渋るようでしたら弁護士に依頼するという手もありますが、費用がかかってしまうので、都道府県の消費生活センター等に相談してみるというのも方法の一つです。

日:ありがとうございます!社会人になる前に、社会勉強させてもらいました。御礼に実家からマンゴーを送らせてもらいますね。

ペ:お気遣いありがとう。それでは、私はもう少し寝ます。むにゃむにゃ…。

執筆者紹介
弁護士法人すずたか総合法律事務所
弁護士 山﨑由紀子

〒105-0001
東京都港区虎ノ門1丁目1番21号　新虎ノ門実業会館9階
TEL. 03-6206-6497　TEL. 03-6206-6498
HP: http://www.suzutaka-law.com/tokyo.html
Mail: y-yamazaki@suzutaka-lawoffice.or.jp

次回は水口瑛介弁護士（夫）が担当します。

経理の知識 Accounting knowledge

税理士 川辺洋二

法人関連　新型コロナウイルス関連の申告期限の延長

新型コロナウイルスの感染拡大を受けて、国税庁は当面の申告や納税の期限延長に関する取扱いについて国税庁HP上で公表しています。そこで、今回は、4月8日現在までのものを整理してみました。4月8日時点では、法人については一括した期限の延長はなく、申告等ができない「やむを得ない理由」がある場合に、申告期限を延長することとなっています。

■申告期限

(法人税、地方法人税、消費税、源泉所得税)
4月8日時点では、法人については一括した期限の延長はなく、申告等ができない「やむを得ない理由」がある場合に、申告期限を延長できることになっています。

■申告期限の延長の手続き

上記の税目について、新型コロナルウイルス感染症の影響により申告期限の延長を申請する場合には、別途に申請書等を作成する必要はなく、後日に申告書を提出する際に、申告書の余白(源泉所得税の場合には、摘要欄)に、「新型コロナウイルスによる申告・納付期限の延長申請」である旨を付記することとなっています。

■個別延長の場合の申告・納付期限

新型コロナウイルス感染症の影響により、期限内に申告・納付することが困難な法人については、申告・納付ができないやむを得ない理由がやんだ日から2か月以内に申告・納付することとなります。

■どのような場合に法人は個別延長が認められるか。

上記で述べてきたように、本来の期限までに申告・納税ができないやむを得ない理由がある場合に限り、申請することにより期限の個別延長が認められます。
この「やむを得ない理由」としては、国税庁のHPに掲載されたFAQには、次のような理由が紹介されています。

・税務代理を行う税理士(事務所の職員を含む)が感染症に感染したこと
・経理担当部署の社員が、感染症に感染した、又は感染症の患者に濃厚接触した事実がある等により、当該部署を相当の期間、閉鎖しなければならなくなったこと
・学校の臨時休業の影響や、感染拡大防止のため企業が休暇取得の勧奨を行ったことで、経理担当部署の社員の多くが休暇していること
・感染症の拡大防止のために、多数の株主を招集させないよう定時株主総会の開催時期を遅らせるといった緊急措置を講じたこと
・次のような方々がいることにより、通常の業務体制が維持できないことや、事業活動を縮小せざるを得ないこと、取引先や関係会社においても感染症による影響が生じていることなどにより、決算作業が間に合わず、期限までに申告が困難なケース

①体調不良により外出を控えている方がいること
②平日の在宅勤務を要請している自治体にお住いの方がいること
③感染症拡大防止のため、企業の勧奨により在宅勤務等をしている方がいること
④感染症拡大防止のため外出を控えている方がいること

なお、上記のような理由以外であっても、感染症の影響を受けて、申告・納付期限までに申告・納付が困難な場合には、個別に申告・納付期限の延長が認められる、としています。いずれにせよ、該当すると思われる方は、所轄税務署にご確認なさるとともに、国税庁のHPでの情報収集を行ってください。

3月末までは通常の売上を維持したけれど、4月に入ってから売上見込が不透明になってきた、そのような法人も多いと思います。けれども、明けない夜はない、ということわざを、古人(いにしえの人)は経験から残しています。来るべき朝を迎えるまでは、色々と大変なことであろうことは想像に難くないことでありますが、このような時こそ、法人会で知り合った仲間と情報交換を密にして、知恵を出し合って、乗り越えていくことが求められているように思います。

(参考文献)国税庁HP
・令和2年4月8日　法人税及び地方法人税並びに法人の消費税の申告・納付期限と源泉所得税の納付期限の個別指定による期限延長手続きに関するFAQ(法人)
・令和2年4月8日　申告所得税、贈与税及び個人事業者の消費税の申告・納付期限と源泉所得税の納付期限の個別指定による期限延長手続きに関するFAQ(個人)
・令和2年4月8日　国税における新型コロナウイルス感染症拡大防止への対応と申告や納税などの当面の税務上の取扱いに関するFAQ

■東京税理士会・北沢支部の紹介

私たち税理士会は、税務の専門家として納税者の皆様の少しでもお役に立てるよう日々邁進しております。何か税務の事でお困りの際は、東京税理士会北沢支部までお気軽にご相談下さい。

東京税理士会・北沢支部
〒156-0043　世田谷区松原6-1-10　アイリンマンション3階
電話　03-3322-7894　FAX　03-3323-3571
メール　kitazawa-shibu@zeirishi-kitazawa.org

■執筆者の紹介

・税理士:川辺洋二
・事務所:川辺会計事務所
世田谷区代田5-34-8カーサ下北沢103
電話:03-5433-8380
http://kawabe-kaikei.com/
・主な著作:「コストダウンのための原価のしくみ(日本能率協会)」他
・主な講演先:早稲田大学・日本FP協会

従業員との信頼関係を築き、会社を守る大切な規則「就業規則」についてアドバイスします。

ワンポイントアドバイス

「大切ですよ!就業規則」第55回

社会保険労務士 大竹謙一

中小企業も適用!時間外労働上限規制と賃金請求権の消滅時効の延長

今回は、令和2年4月から改正された労働基準法で、4月1日より中小企業にも適用になります「時間外労働の上限規制」と民法の改正にともない労働基準法も改正がなされた残業代などの未払い賃金を請求できる期限(時効)を現行の2年から当面3年に延長する「賃金請求権等の消滅時効の延長」についての内容と留意点について説明していきます。

1.中小企業にも適用開始の時間外労働の上限規制

施行:中小企業2020年4月1日～

罰則付きの時間外労働の上限規制が大企業だけでなく、中小企業に対しても4月以降に新たに締結される36協定から適用になります。

時間外労働の上限について、月45時間、年360時間を原則とし、臨時的な特別な事情がある場合でも年720時間、単月100時間未満(休日労働を含む)、複数月平均80時間(休日労働含む)を限度に設定しなければなりません。

月45時間、年360時間の原則は、平成10年労働省告示「36協定において定める労働時間延長等に関する基準」の内容を法の規定に格上げし、法違反に対して罰則(6ヶ月以下の懲役または30万円以下の罰金)を科すものです。

あわせて、今までとは異なり、使用者は、時間外労働が月45時間を超える月について、休日労働時間も含めた時間外労働時間の把握が必要になります。

もちろん、使用者は、36協定を締結せずに、法定労働時間を超える労働をさせることは原則できませんので、時間外労働をさせる場合は、今まで通り、時間外労働の上限(労基法の上限以下)を労働者過半数代表と合意の上決定・協定を締結し、管轄の労働基準監督署へ届け出ることは必要です。

法改正に伴い、36協定の様式も新しくなっております。4月以降に新たに36協定を締結する際には、新様式での届出になりますので、注意が必要です。

新様式の特徴としては、一般条項の場合と特別条項付きの場合とで様式が分かれていることが挙げられます。詳しくは、労働局のHPをご確認ください。

2.改正民法(債権法)施行にともなう労働基準法の改正

施行:中小企業も適用の猶予なし2020年4月1日～

4月1日の改正民法(債権法)施行に合わせて労働基準法も改正され、賃金請求権(残業代の請求含む)が従来の2年から当面の間という条件ですが3年になります。最終的には民法の債権の消滅時効にあわせて5年になる予定です。

もし、残業代の未払いが恒常的に発生している状況であれば、リスクはさらに大きくなりますので、早めの対応が必要です。

下記が主な変更内容になります。賃金請求権の消滅時効期間の延長のほか、賃金台帳等の記録の保存期間も変更になっておりますが、有給休暇の請求権については2年のままですので、ご確認ください。アルバイト・パートを含むすべての労働者が対象です。

1) 賃金請求権の消滅時効期間の延長
   ⇒ 当面3年とし、原則5年とする
2) 賃金台帳などの記録の保存期間の延長
   ⇒ 当面3年とし、原則5年とする
3) 付加金の請求期間の延長
   ⇒ 当面3年とし、原則5年とする
4) 年次有給休暇請求権、災害補償請求権、帰郷旅費、退職時の証明、金品の返還の請求権の消滅時効期間
   ⇒ 現行の2年を維持する
5) 退職手当の請求権の消滅時効期間
   ⇒ 現行の5年を維持する

	改正前		改正後
賃金請求権の消滅時効期間	2年	➡	5年(当分の間は3年)
記録の保存期間	3年	➡	5年(当分の間は3年)
付加金の請求期間	2年	➡	5年(当分の間は3年)

引用:厚生労働省リーフレット「未払賃金が請求できる期間などが延長されます」

施行日(2020年4月1日)以後に賃金支払日が到来する賃金請求権について、新たな消滅時効期間を適用することになっており、3月31日までに支払期日が到来してるものについては、従前どおり2年となっています。

なお、当面3年から5年への変更については、「改正法の施行5年経過後の状況を勘案して検討し、必要があるときは措置を講じる」となっており、2025年以降に検討がなされる予定です。

会社の人事・労務管理のご相談は
大竹労務マネジメント事務所
社会保険労務士 大 竹 謙 一
世田谷区給田 3-34-7-203 TEL: 03-6671-2878
ご相談は、ホームページからもお受け致します。
URL: www.o-roumu.jp

教えて！
税金八先生！

クイズの答え

■第1問答え　②　×

地方税は、都道府県及び市町村が担当しています。

■第２問答え　①　○

阪神・淡路大震災や東日本大震災などの復旧のための費用は、私たち国民が納めた税金が使われました。市町村は、国や県と協力し、援助を受けながらいろいろな仕事を行います。特に、大地震などの災害が起こったときは、国、県、市町村が一体となって復旧にあたります。

リレー後記 ――― 編集委員が順番？に綴る編集後記です、さて今回の担当は… ―――

「見えないもの」から

今の時世、世界を揺るがす新型コロナウィルス、見えないものからの脅威に日々の生活を揺るがされている。ふと、瀬戸内寂聴さんの「最も見えないものは人の心」という法話を思い出した。連日の報道「自粛、外出しないでください」耳に残る。人から人への感染が明らかになり、不要不急の外出は避けるというものの、人出は少なからず、不要不急の理解はまさに人それぞれ「見えないもの・人の心」の判断ということなのかと改めて思った。

さて、昨年より広報委員会にて議論を重ね、令和2年度初版「ほうじん北沢」から一年かけて刷新の一歩を進み出しました。時期が時期だけに法人会行事も自粛体制で中止が重なる中ではありましたが、集まっている原稿編集を基として、ソーシャル・ディスタンス広報誌編集会議（担当副会長・正副委員長・編集担当）を開催し発行に至りました。

令和2年度、今までの会報誌を一年かけて刷新してゆく上で、会員の方々からの意見が大切と考えております。従いまして、各支部、各部会から選出されました広報委員の方々を中心に、また各委員会とのコミュニケーションを深め、心が通じ合える「見えないもの」から「見える広報誌」に、皆様のご理解ご協力を得ながら、進めていきたいと思います。

よろしくお願いいたします。　（広報委員長　竹股克之）

現在、広報誌のリニューアルを進めており、今号から全ページカラーとなり、デザインも一新しつつあります、少しでも皆様に読んでいただける紙面造りを心がけたいと思います。さて下の写真は今号の表紙の候補となったものです。

左は鳥居さんによる「蘆花恒春園　花の丘の高遠コヒガン桜と菜の花」、右は私の「日本大学文理学部の桜並木」、撮影時ちょうど卒業式で袴姿の卒業生が居ました。今年は花見は出来ませんでしたが、来年は悠々と花見が出来るよう、皆様も体調にはお気をつけ下さい。　（梅丘支部 細井眞一）

心のこもったセレモニーのご提案
村　上　葬　祭
葬祭事業　一般家庭葬・社葬・団体葬などの企画運営
販売事業　仏壇・仏具販売・各種ギフト取扱
株式会社 ムラカミ
156−0051　世田谷区宮坂3−28−2
TEL03-3429-4874　FAX03-3420-7705
http://www.murakami-sousai.co.jp/

お店や会社の各種 PR 広告に
万一の災害時には避難誘導や告知に
LEDディスプレイ
どこでもスマホでカンタン文字送信・多言語対応・極薄・軽量・防水・防塵・配線不要・バッテリー駆動▶LED 表示器をお探しなら
㈱ユニワールド／ブロードメディア・サービス㈱
☎ 5376-7233　www.bm-s.jp/

北沢法人会広報誌第351号
ほうじん北沢 4・5月号
令和２年５月１日発行
発行所　公益社団法人 北沢法人会
〒154-0022　東京都世田谷区梅丘1-43-1
TEL.03-5450-7121　FAX.03-5450-7122

発行人：飯野 光彦
広報委員長：竹股 克之
編集委員：
金子健太郎　長沼洋一郎
高宮英輝　細井 眞一

ミックス 責任ある木質資源を使用した紙 FSC® C006410
適切な森林管理がなされた原料から作られた紙を使用しています。

Non-VOC INK
石油系の揮発性有機化合物（VOC）を含まないインキで印刷しています。

2020.05.01.2450

事業のことから、年金・保険のことまで何でもご相談ください。

［イメージ］

昭和信用金庫
サポートプラザ

完全予約制ですので、お待たせすることなく〝ゆっくり〟ご相談いただけます

創業／事業資金／補助金

- **創業**を考えているのだけどわからない事だらけで誰かサポートしてくれないかな？
- 事業に使える**補助金**があるみたいだけどうちでも使えるのかな？

開催日	月曜～土曜日
時間	【完全予約制】9：30 ～ 17：00　（一回 60 分） ①9：30～　②11：00～　③13：00～　④14：30～　⑤16：00～
場所	シモキタフロント１階　世田谷区北沢 2-24-5（下北沢駅東口徒歩 1 分）
申込方法	お近くの店舗、または昭和信用金庫営業推進部（☎0120-872-315）にお申込み下さい。なお、相談の時間帯は先着順となりますので、ご希望に添えない場合がございます。あらかじめご了承願います。 ［予約受付時間：平日 9：00 ～ 17：00 まで］

相談料 無料

商店街や公共団体による各種イベントや相談会、「専門家による経営相談」も開催予定です。

法人・個人事業主様向けインターネットバンキング

社員への給与振込手数料が 0 円 だったなんて…

しょうわの法人向けインターネットバンキングなら、とってもおトクな振込手数料です！

■契約料：無料　■月額手数料：1,650円

サービス内容

振込サービス　残高照会　入出金明細照会

もちろん、当金庫内での振込手数料も 0 円です！

〈世田谷エリアの店舗〉

本　　店	☎(3422)6181	明大前支店	☎(3323)0511	代田橋支店	☎(3328)0151
三軒茶屋支店	☎(3421)6101	八幡山支店	☎(3329)1021	上北沢支店	☎(3302)8111
経堂支店	☎(3420)4121	池の上支店	☎(3422)3141	桜上水支店	☎(3329)3241
烏山支店	☎(3300)1361	下高井戸支店	☎(3321)4155		

店頭に商品概要説明書をご用意しております。詳しくは、窓口または担当者におたずねください。

昭和信用金庫

令和2年3月2日現在

会員特典

公益社団法人 北沢法人会

葬儀支援サービス

家族葬、一般葬、社葬や宗教・宗派問わず、
各地域のしきたりに合わせたご葬儀のご相談承ります

ポイント1 葬儀費用の負担を軽減

一般的な葬儀に必要な品目（祭壇、お棺など）を「基本セット」として
首都圏平均50万円相当のものを低廉な価格でご提供いたします。

●対象者と基本セットご利用料金

※会員本人がご健在であれば何度でも使えます。

対象者（ご葬儀の対象となる故人さま）	基本セットご利用料金
● 75歳未満の役員	**無料**
● 75歳以上の役員および役員のご家族※の方 ※家族とは「配偶者、子女、（役員及びその配偶者）の両親・祖父母」にあたります。	**24万円**（税別）

「葬儀支援サービス」をご利用されますと、「北沢法人会」の名札で**生花**または**花環**が1基提供されます。

ポイント2 葬儀に関する不安を軽減

24時間365日、お電話1本で葬儀をご手配。

葬儀に関するお問合せや
事前相談だけでもOK!!

●全国儀式サービスコールセンター 24時間・365日対応

フリーコール **0120-421-493**（ヨニイーシクミ）

まず始めに、「**北沢法人会**」とお伝えください。

ご利用の際は事前に左記の電話番号へご連絡ください。
葬儀社とのお打合せ後のご連絡ではご利用になれません。

提携葬儀社 くらしの友

くらしの友は首都圏を中心に30箇所の直営斎場を運営。高い品質、お客様満足度も高く、おすすめしている提携葬儀社です。

くらしの友互助会会員併用利用特典として
葬儀費用総額から5万円を差し引きます。

くらしの友互助会加入者の施行については基本セット利用無料など、儀式サービス特典が優位となる場合を除き、基本的には互助会利用を優先するものとします。

桜新町式場

式場数		2式場
安置室		○
仮眠室	バス	○
	トイレ	○
駐車場		14台

住　所　東京都世田谷区桜新町2-19-16
最寄り駅　東急田園都市線「桜新町駅」西口より 徒歩約5分

アダージョ世田谷代田

式場数		1式場
安置室		○
仮眠室	バス	○
	トイレ	○
駐車場		7台

住　所　東京都世田谷区代田5-10-8
最寄り駅　小田急線「世田谷代田駅」より 徒歩約4分
京王井の頭線「新代田駅」より 徒歩約7分

※記載の斎場のほか、自宅・集会所・町内会館・寺院斎場でもご利用可能です。

葬儀支援サービス制度の詳細や全国の加盟葬儀社・斎場検索は、全国儀式サービスのホームページをご覧ください。

全国儀式サービス　検索　制度の詳細閲覧にはパスワードが必要です。　ユーザー名：gishiki　パスワード：kitazawa_hou

制度運営　株式会社 全国儀式サービス　TEL.03-3739-0755

※記載のサービス内容は、状況により変更となる場合がございます。